

## 障害者差別解消支援地域協議会の設置について

※ H29.8.28 平成29年度第2回障害者施策推進協議会資料

## 設置根拠

静岡市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、静岡市障害者差別解消支援地域協議会を置く。協議会の設置に必要な事項は要綱に定める。

## 所掌事務

協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 障害を理由とする差別や紛争、その解決を図る取組み等の事案の収集及び共有に関すること。 <事例の蓄積>
- (2) 障害を理由とする差別や紛争の解決への対応の在り方に関すること。 <社会的合意形成>
- (3) 障害を理由とする差別や紛争のない共生社会の実現に向けた取組みに関すること。 <広報、啓発 等>
- (4) その他、市長が必要があると認める事項

## 組織

次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

	候補団体等
(1) 市民委員（公募により選任する。） ※ 委員総数の2割以上（3人以上）	一般市民、障がい当事者団体会員、障がい者家族会 会員 等
(2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者	静岡市障害者協会 等
(3) 市内に事務所を有する事業者及び 経済関係団体に属する者	静岡商工会議所、市内事業者(交通、不動産、障害福祉サービス、医療) 等
(4) 地域福祉に関する事業に従事する者	静岡市民生委員児童委員協議会、静岡市自治会連合会 等
(5) 学識経験を有する者	静岡県弁護士会（障害者・高齢者総合支援センター）、市内の大学 等

# 障害者差別解消支援地域協議会の設置について

## 所掌事務(2) 社会的合意形成を進めるための具体的な取組み

市が障がい者や事業者から受けた相談及び市の対応については、協議会で事案の共有を行い、各委員から挙げた意見を相談者等にフィードバックすることで、社会的合意形成を進めていく。

各委員から挙げた意見に強制力（権限）はなく、また意見を受けた者に、その後の対応等について報告する義務はない。ただし、積極的改善を図ったものについては、好事例として情報を発信するなど活用していく。

